

欧州連合知的財産庁（EUIPO）、英国のEU離脱（Brexit）の影響に関する情報を更新

2020年9月18日  
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州連合知的財産庁（EUIPO）は、2020年9月15日、2020年12月31日まで続く英国のEU離脱（Brexit）後の移行期間の終了以降はEU商標（EUTM）規則及び登録共同体意匠（RCD）規則が英国に適用されなくなるにあたってのEUIPOの対処の関連情報について、同庁のウェブサイトのBrexitセクションを更新した旨、ニュースリリースにて公表した。

本セクションにおいては、次の文書：

- ◆ 英国のEU離脱が庁の実務の特定の側面に及ぼす影響に関する長官のコミュニケーション No 2/2020（2020年9月10日付）
- ◆ 英国のEU離脱がEU商標及び共同体意匠に及ぼす影響（Q&A文書）（2020年9月10日付）
- ◆ 利害関係者への通知（2020年6月18日更新）

に基づく情報が含まれ、特に次の点への注意が喚起されている：

- ・ EUIPO は、必要な場合、EU/EEA（EEA：欧州経済領域）域外に自己の住所を有する権利者のみに対して代理人を選任するよう案内する通知を行う。当該通知は、実際にその必要性が生じる場合、すなわち、問題の権利がEUIPOに対する手続の対象である又は対象となることになる場合である。
- ・ EU/EEA に自己の住所を有する権利者に対しては、EUIPO による当該通知は行われぬ。したがって、移行期間の終了後（すなわち 2021 年 1 月 1 日以後）に開始される EUIPO に対する手続につき代理人を通じて行うことを希望する権利者は、もし当該権利者の選任された代理人が移行期間の終了の結果として EUIPO に対する行為能力を失った場合には、自らの意思で新たな代理人を選任する必要がある。それに従わない場合は、EUIPO は、コミュニケーション又は手続に関するいかなる文書も EU/EEA に自己の住所を有する権利者に直接通知する。
- ・ 原則として、EUIPO に対して係属中の手続以外における EUTM 及び RCD の出願人、権利者及び職業代理人には、EUIPO によって個別の通知は発行されない。
- ・ 移行期間の終了の結果として EUIPO に対する行為能力を失う代理人は、(i) EUTM 及び RCD 関連の手続における全ての出願から自動的に削除され、(ii) EUIPO の代理人のデータベースから（、そして、該当する場合、職業代理人の名簿からも）削除され、かつ、(iii) 出願に関するメールを EUIPO の「UserArea」を介して送信することができなくなる。例外は、そのような代理人がいわゆる「継続中の手続（ongoing proceedings）」において行動し続ける場合にその限りにおいて適用される（離脱協定第 97 条）。

なお、本 Brexit セクションによれば、この情報は、このウェブサイトで公表された EUTM 及び RCD についての英国の EU 離脱の影響に関する全ての従前の情報に優先する、としている。

- ー EUIPO のニュースリリース等は、以下参照 ー  
(ニュースリリース)

[Brexit: End of the transition period – Updated information](#)

(ウェブサイトの Brexit セクション)

[Impact of the UK’s withdrawal from the EU – EUTMs and RCDs](#)

(長官のコミュニケーション No 2/2020)

[Communication No 2/2020 of the Executive Director of the Office of 10 September 2020 on the impact of United Kingdom’s withdrawal from the European Union on certain aspects of the practice of the Office](#)

(Q&A 文書)

[Impact of the United Kingdom's withdrawal from the European Union on the European Union trade mark and the Community design of 10 September 2020 \(Q & A document\)](#)

(利害関係者への通知)

[Notice to stakeholders \(updated 18-06-2020\)](#)

- ー 英国の EU 離脱に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 ー
- [欧州委員会、英国の EU 離脱 \(Brexit\) 後の移行期間の終了後に関する情報を公表・更新 \(特に、知的財産権の税関エンフォースメントの分野\) \(2020 年 8 月 20 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州委員会及び英国知的財産庁 \(UKIPO\)、英国の EU 離脱 \(Brexit\) 後の移行期間の終了後に関する情報を公表・更新 \(2020 年 7 月 14 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州の関係当局、英国の欧州連合 \(EU\) 離脱 \(Brexit\) の知的財産への影響に関する情報を公表 \(2020 年 2 月 3 日\) \(PDF\)](#)
- [英国知的財産庁、合意なき英国の離脱 \(no-deal Brexit\) の場合における 知的財産に関するガイダンス文書を更新した旨公表 \(2019 年 9 月 23 日\) \(PDF\)](#)
- [英国知的財産庁、英国の EU 離脱 \(Brexit\) の場合における広報キャンペーンを英国政府が開始した旨公表 \(2019 年 9 月 16 日\) \(PDF\)](#)
- [英国知的財産庁、補充的保護証明書に関する法案についてのオープン・コンサルテーションを開始 \(2019 年 7 月 11 日\) \(PDF\)](#)
- [英国知的財産庁、知的財産と英国の EU 離脱に関するガイダンス文書を公表 \(2019 年 1 月 25 日\) \(PDF\)](#)
- [英国政府及び欧州委員会、交渉官レベルで合意した離脱協定案を公表 \(2018 年 11 月](#)

15日) (PDF)

- 英国政府、EU 離脱協定の合意がなかった場合（「No Brexit Deal」）における 知的財産関係のガイダンス文書を公表（2018年9月27日）(PDF)
- 英国、欧州統一特許裁判所（UPC）協定を批准（2018年4月30日）(PDF)
- 欧州連合知的財産庁、英国による EU 離脱問題（Brexit）の EU 商標及び共同体意匠への影響に関する Q&A を公表（2018年1月31日）(PDF)
- 英国上院（貴族院）、統一特許裁判所協定関連法案を採択（2017年12月15日）(PDF)
- 英国下院（庶民院）、統一特許裁判所協定関連法案を採択、上院（貴族院）審議へ（2017年12月11日）(PDF)
- 欧州委員会、英国 EU 離脱交渉に係るポジションペーパーを公表（2017年9月12日）(PDF)
- 英国商工会議所及び欧州商工会議所、英国政府に対して統一特許裁判所協定批准を求める共同文書を提出（2017年5月30日）(PDF)
- 英国知的財産庁、欧州統一特許裁判所協定批准に向けた準備を継続する旨公表（2016年11月28日）(PDF)
- 英国知的財産庁、国民投票の結果を受けて知財法制に関する見解を公表（2016年8月4日）(PDF)
- 欧州特許庁、英国における EU 離脱の是非を問う国民投票結果について声明を公表（2016年6月27日）(PDF)

(以上)